

## 記入上の注意について

- 1 左票は受検者全員記入すること。※印の欄には記入しないこと。
- 2 実技試験の受検者は、写真票（１）及び（２）に記入し、写真を貼付すること。
- 3 学科試験のみ受検する場合は、写真票のうち（１）のみを記入し、写真を貼付すること。
- 4 記入には、すべて万年筆又はボールペン（消せるボールペンは不可）を用い、文字はかい書で、数字は算用数字を用いて、ていねいに書くこと。
- 5 検定職種及び選択作業名の欄には、受検を希望する検定職種名及び実技試験の作業名を記入すること。
- 6 生年月日、年齢及び性別の欄の年号及び性別は、該当するものを○で囲むこと。
- 7 学歴、訓練歴及び職歴には、受検資格の要件となる経歴を最新のものから順に記入すること。
- 8 職歴の欄の職務内容の項には、従事していた作業をできるだけ具体的に記入すること。
- 9 技能検定合格状況の欄には、合格した技能検定の検定職種名、合格した年月日及び技能士番号を記入すること。なお、特級の技能検定の受検者は、１級の技能検定合格証書の写しを必ず添付すること。
- 10 試験の免除の欄には、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、試験の免除を受ける資格に関係ある試験、検定、免許等の名称、取得年月日及び合格・免許番号を記入すること。この場合、免除を受ける資格があることを証する書面を添付すること。
- 11 記入した事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があること。
- 12 申請後住所を変更したときは、申し出ること。

## 受検票等の送付について

受検者または合格者には、当協会または和歌山県より以下に記載するものをお送りします。

対象者	送付物	送付時期	発送者
受検者全員	受検票	試験問題公表日以降	和歌山県
実技試験の受検者	実技試験問題	試験問題公表日以降	職業能力開発協会
合格者	合格通知書	合格発表日より 1 週間以内	和歌山県
	合格証書・技能士章	合格発表日より 1～2 ヶ月後	労働政策課
実技のみ または 学科のみ合格	実技または学科合格 通知書	合格発表日より 1 週間以内	和歌山県 職業能力開発協会